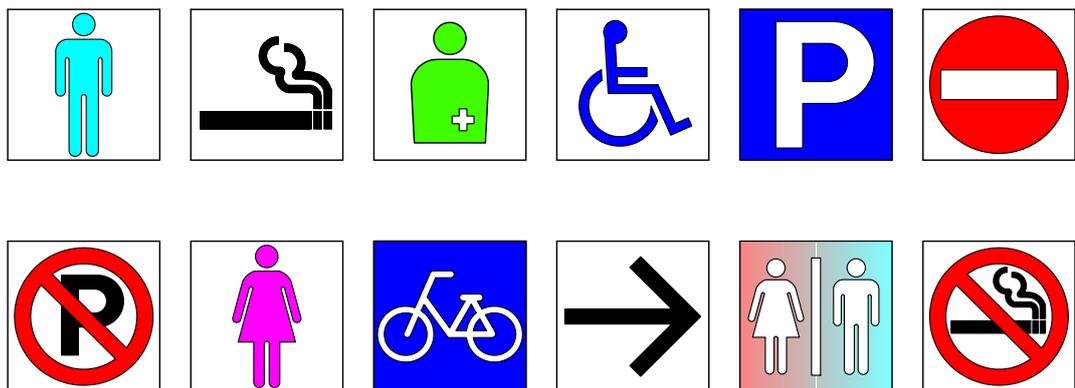


広島大学施設の ユニバーサルデザイン化ガイドライン



2010年3月

広島大学 財務・総務室

目 次

I.	はじめに		
	1. ユニバーサルデザインとは	……	1
	2. ユニバーサルデザインの7原則	……	2
II.	広島大学施設のユニバーサルデザイン化		
	1. ユニバーサルデザイン策定の背景	……	3
	2. ユニバーサルデザインの必要性	……	3
	3. ユニバーサルデザインへの期待	……	3
	4. ユニバーサルデザインの具体的取組み	……	4
	(1) 駐車場（車いす利用者駐車場）	……	4
	(2) 敷地内通路	……	5
	(3) 傾斜路	……	7
	(4) 玄関	……	8
	(5) 廊下	……	10
	(6) 出入口	……	11
	(7) 階段	……	12
	(8) エレベーター	……	13
	(9) 便所（一般便所，車いす便所）	……	15
	(10) 便所（多機能便所）	……	16
	(11) サイン	……	17
	(12) 施設の細部	……	20
	(13) その他	……	21

I. はじめに

1. ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人の快適性、利便性、安全性などに配慮した製品、建物、環境、しくみをつくっていくという考え方。

ユニバーサルデザインの提唱者はノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイスである。自身も身体に障害をもつ彼は1980年代、それまでのバリアフリーの概念に代わって、「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」をユニバーサルデザインとして定義した。

一口に障害をもつ人といっても、視覚、聴覚、肢体、内部、知的など、さまざまな障害があるし、同じ障害でも程度の差がある。また誰もが、怪我などで一時的に障害をもつこともあるし、言葉のわからない土地に行けば移動制約者となる。

ユニバーサルデザインは、“すべての人が人生のある時点で何らかの障害をもつ”ということ、発想の起点としている点で、それまでのバリアフリーデザインとは大きく異なる。そこには、可愛そうな人のために何かしてあげようという慈善はない。

障害の部位や程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処するのがバリアフリーデザインであるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方である。

都市空間であれば、誰もが歩きやすいように電柱を地下に埋設した道路、多言語表記のわかりやすいサインなどがあげられる。建物であれば自動ドアや多目的トイレ、日用品であれば、テレホンカードの切り込みやシャンプー容器のギザギザが、ユニバーサルデザインの代表例だ。

ユニバーサルデザインによって、バリアフリーデザインがなくなるかといえば、そうではない。たとえば、まちでよく見かける黄色の点字ブロックは、バリアフリーデザインの代表例だが、ユニバーサルデザインのまちづくりという全体的なデザインのなかでは、ユニバーサルデザインの一部となる。

ユニバーサルデザインの領域は製品、施設、都市などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたる。それらが関連し、補完し合わなければ、ユニバーサルデザインの社会は実現できない。



室内の様子が分る開放的な出入口



点字及び誘導ブロックを設置したホール

2. ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインは次の7原則から構成されている。

<p>① 誰にでも公平に利用できること (どんな人が利用しても便利で役に立つ) 例 自動ドア</p>	
<p>② 使う上で自由度が高いこと (ひとりひとりの能力や個人の幅広い好みに適応) 例 高さの異なるエレベーターの押しボタン</p>	
<p>③ 使い方が簡単ですぐに理解できること (複雑でなく、分りやすい) 例 イラストによる説明書</p>	
<p>④ 必要な情報がすぐに理解できること (情報が効果的に伝わる) 例 ピクトグラム(絵文字)を用いたサイン表示</p>	
<p>⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること (危険がない、不利益を最小限にとどめる) 例 簡単に誤りを直せるコンピュータ操作時の「クリア」機能</p>	
<p>⑥ 身体的負担が少ないこと (効率的で快適、疲れない) 例 レバーハンドル式のドアノブ</p>	
<p>⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること (利用しやすい、操作しやすい) 例 誰もが使いやすいトイレ</p>	

Ⅱ. 広島大学施設のユニバーサルデザイン化

1. ユニバーサルデザイン策定の背景

学校施設は、多くの児童、生徒、学生が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童、生徒、学生等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとっても身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地震等の災害時の応急的な避難場所としての役割を果たすことが求められており、児童、生徒、学生、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々の利用を考慮し、ユニバーサルデザインを積極的に推進する必要がある。

学校施設のバリアフリー化は、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（平成 18 年 6 月公布，平成 18 年 12 月施行）において、適合努力義務の対象として位置づけられている。

一方、「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月閣議決定）により、学校施設のバリアフリー化が求められたことを受けて策定された、「学校施設バリアフリー化推進指針」（文部科学省）において、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められている。

バリアフリーデザインとは、高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという考え方である。

ユニバーサルデザインとは、バリアフリーデザインの考え方をさらに拡大し、あらかじめすべての人々が最大限の機能を利用できるよう配慮された環境、社会をデザインする考え方である。

2. ユニバーサルデザインの必要性

学校施設については、児童、生徒、学生の学習・生活の場であるとともに、地域住民の生涯学習の場、地域のコミュニティや防災の拠点としての役割を果たすことが求められていることから、多様な人々の利用にも配慮した施設として整備することが必要である。

3. ユニバーサルデザインへの期待

ユニバーサルデザインに配慮して整備された学校施設は、障害のある児童、生徒、学生や高齢者などとの交流、地域住民の学校教育への参加や生涯学習の場としての利用を促進することにより、児童、生徒、学生が障害者に対する理解を深めたり、地域の人々が障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めたりする効果を期待できる。

また、ベースとなるデザインがカバーする範囲をできる限り広げると同時に、多様な選択肢を用意し、場合によっては、利用に際して周囲の人が心配りをするなどユニバーサルデザインにとって大切なことである。

4. ユニバーサルデザインの具体的取組み

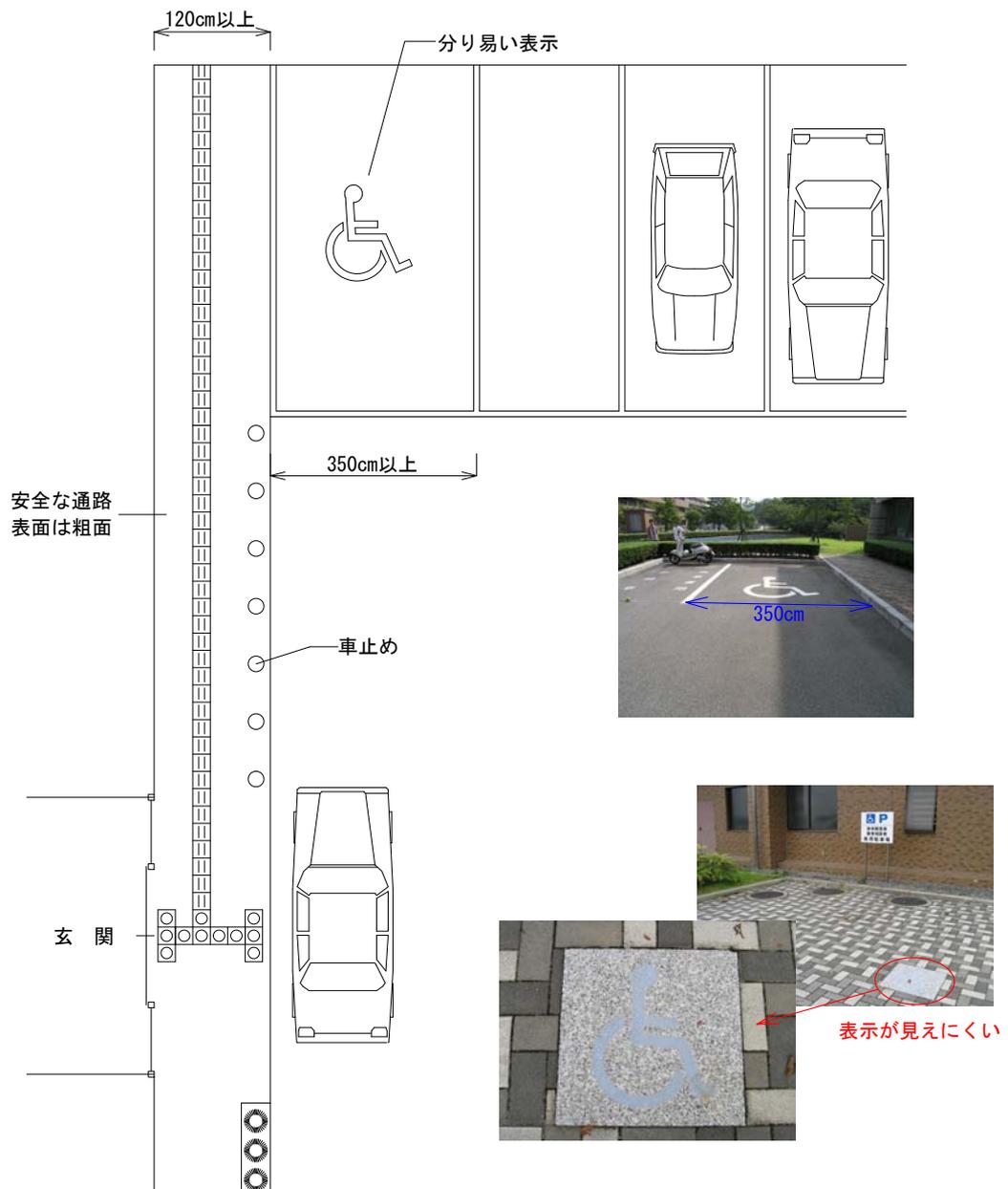
(1) 駐車場（車いす利用者用駐車場）

○基本的考え方

すべての人が、自由に行動し移動するために、自動車は重要な役割を果す。特に車いす利用者が利用できる駐車場の確保が必要であり、車いす使用者に配慮した駐車場が必要。

- ① 設 置 場 所 ・ 出入口 (P11) の基準を満たす出入口に近い位置に設置
- ② 駐 車 区 画 数 ・ 1 以上
- ③ ス ペ ー ス ・ 乗降用スペースに余裕を持たせ巾350cm以上
- ④ 安 全 通 路 ・ 駐車場の通路のうち1以上は、有効幅員120cm以上
・ 表面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる
・ 高低差がある場合は、傾斜路 (P7) の基準を満たす傾斜路又は段差解消機を設置
・ 段を設ける場合は、階段 (P12) の基準を満たす構造
- ⑤ 標 示 ・ 見えやすい方法により表示

整備例

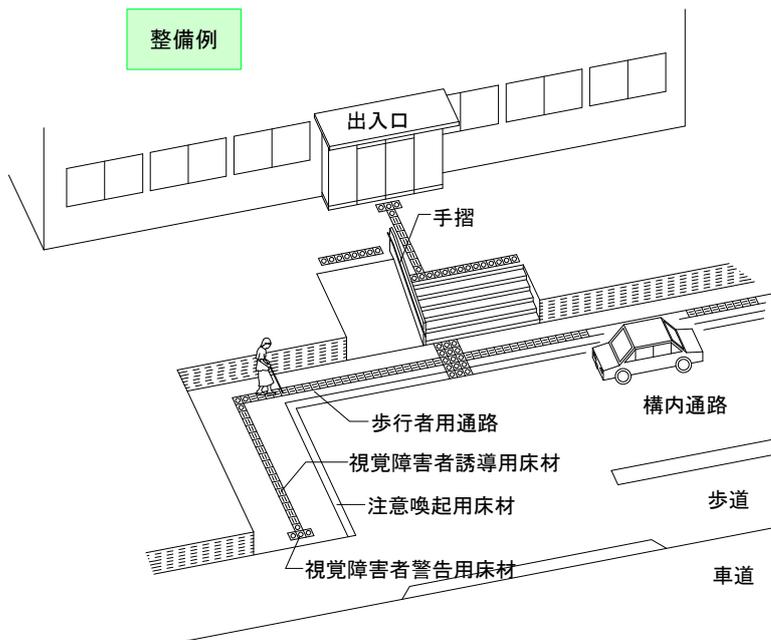


(2) 敷地内通路

○基本的考え方

道路から建物の入口までの敷地内通路は、障害学生や高齢学生等が安全に利用できるよう配慮し、一般の利用者と同じ経路に整備するよう配慮する。

- ① 有効幅員 ・車いすでも通り易い120cm以上
- ② 通路面の仕上 ・表面は粗面で、滑りにくい材料
- ③ 段差 ・高低差がある場合は、傾斜路(P7)の基準を満たす傾斜路又は段差解消機を設置
- ④ 溝蓋 ・車いすのキャスターや杖の先端が落ちない構造で、ノンスリップタイプが望ましい
- ⑤ 案内，誘導 ・道路までの通路の内1以上は、識別しやすい視覚障害者誘導用ブロックを敷設するか、音声により誘導する装置その他これに代る装置を設置
 ・車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設



整備例



スロープへの誘導は好ましくない



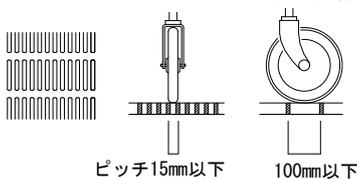
誘導先が不明

溝蓋使用例

細目タイプ・溝蓋

125, 150, 180, 200mm
(JIS車いす規格)

穴あきタイプ



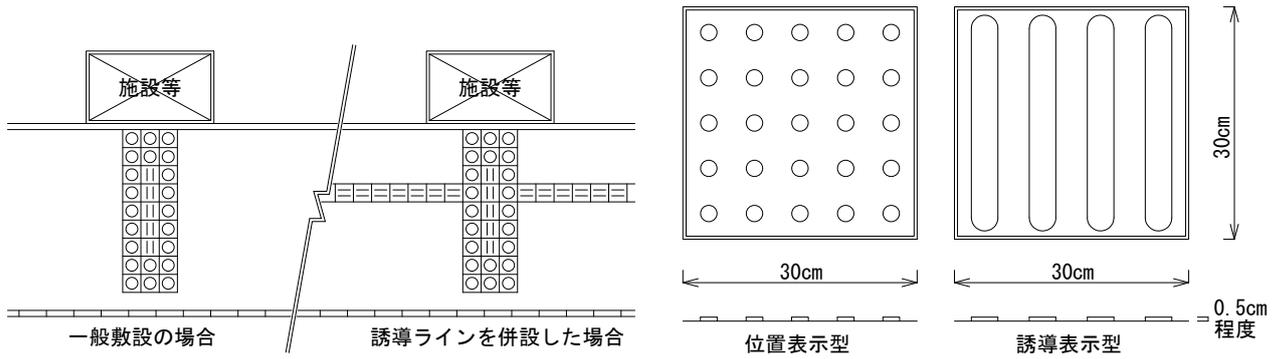
細目タイプで歩きやすいが
ノンスリップタイプでないので
雨天時は滑りやすい



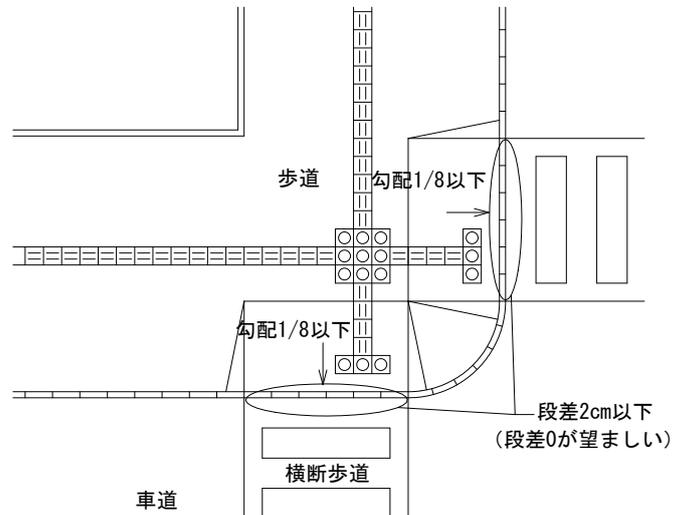
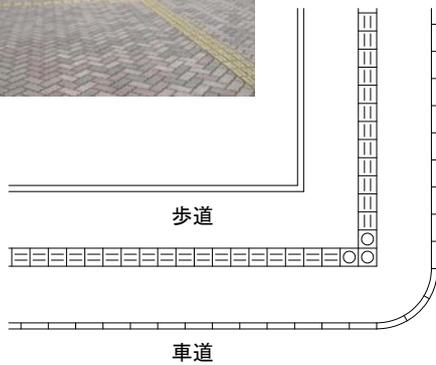
側溝蓋、樹蓋とも
ピッチが大きく
歩きにくい



視覚障害者誘導用ブロック整備例



視覚障害者誘導用ブロック (JIST9251による)



隙間が大きくハイヒール等では歩きにくい



歩道上に障害物があり歩きにくい



段差ゼロで歩きやすい

歩車道分離例



マンホール蓋廻りの地盤沈下による段差で歩きにくい

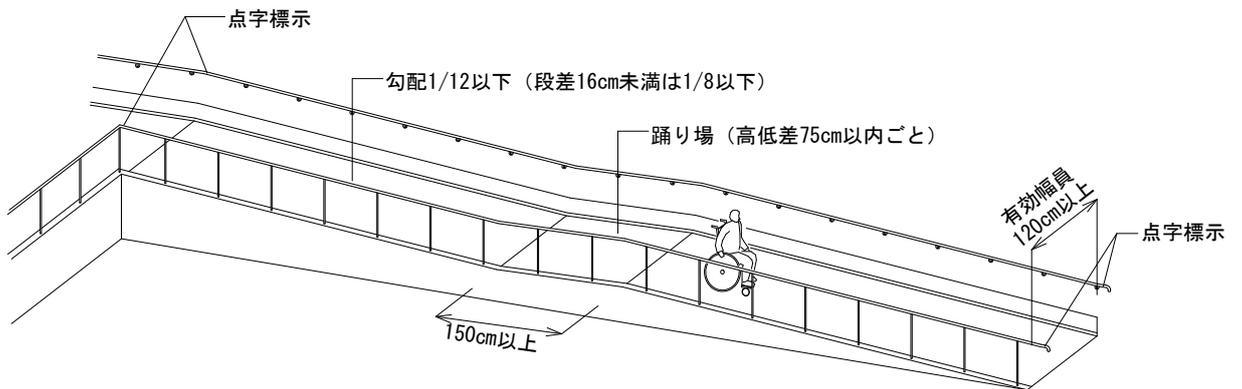
(3) 傾斜路

○基本的考え方

廊下や通路には段差を設けないのが基本であるが、やむを得ない場合には傾斜路とすることが考えられ、安全な通行とともに障害学生や高齢学生等の負担を軽減する。

- ① 有効幅員 ・車いすでも通り易いよう120cm以上とするが、階段を併設する場合には90cm以上
- ② 勾配 ・1/12以下とするが、段差が16cm以下の場合には1/8以下とすることが可能
- ③ 踊り場 ・段差が75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏面150cm以上の踊り場を設置
- ④ 床面仕上 ・表面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる
・建物に附属する傾斜路については、スロープ部と平部が容易に識別出来るように、色・明度・仕上げ等の差に配慮
- ⑤ 立上がり ・縁端部の両端に立上りを設置
- ⑥ 手摺 ・高低差が16cmを超える場合に設置（両側設置を原則）
- ⑦ 案内・誘導 ・床面は、踊り場及び周囲の道路と識別しやすい色又は材質で仕上げる

整備例



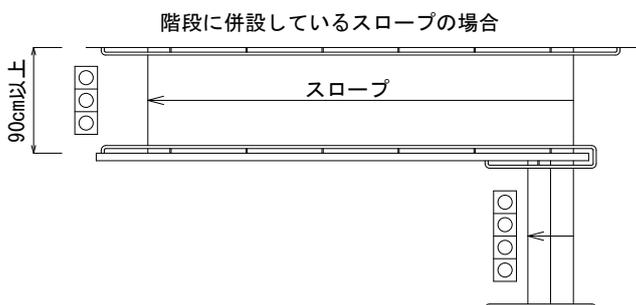
手摺が途切れている



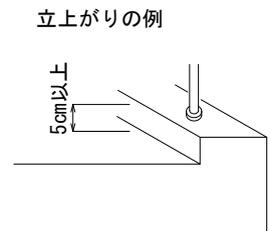
勾配1/12以下で歩きやすい



滑りにくい仕上げで歩きやすい



階段に併設しているスロープの場合



立上りの例

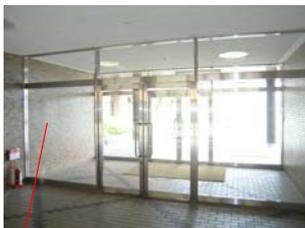
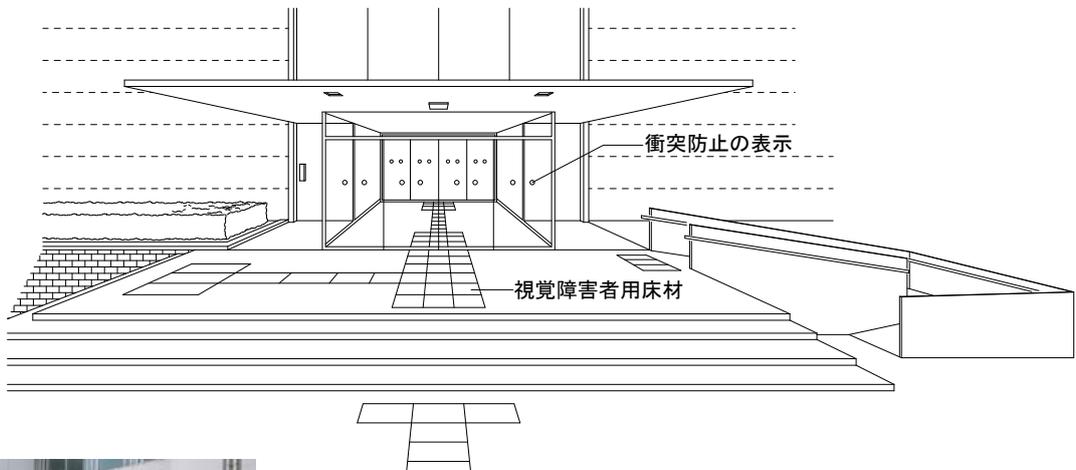
(4) 玄関

○基本的考え方

玄関の位置は分りやすく、道路から玄関に至る動線はできるだけ短く安全性の高いものとする。また、車いすが通過できることが基本であり、円滑に移動できるようゆったりとした広いスペースの確保に配慮する。

- ① 床 面 仕 上 ・ 表面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる
- ② 段 差 ・ 高低差がある場合は、傾斜路(P7)の基準を満たす傾斜路又は段差解消機を設置
- ③ 沓 拭 き マ ッ ト ・ 沓拭きマットを設置する場合は床埋込み式とし、つまずかないよう端部を固定する
- ④ 玄 関 扉 前 後 ・ 車いすの転回や動作が緩慢な人でもゆっくり操作ができるように必要なスペースを確保する
- ⑤ ガ ラ ス 面 衝 突 防 止 ・ 大きなガラス面には、衝突防止のために、視線の高さにシールを貼付け、手摺等を設置、飛散防止フィルム等の使用を行う
- ⑥ 扉 の 安 全 性 ・ 引戸式扉の召合わせ部にクッション材等を設置
・ ドアクローザーを設ける
・ 自動ドアの引込み部には挟み込み防止をする
- ⑦ 案 内 , 誘 導 ・ 総合的な情報サインを設置し、誘導ブロックを敷設

玄関廻り整備例

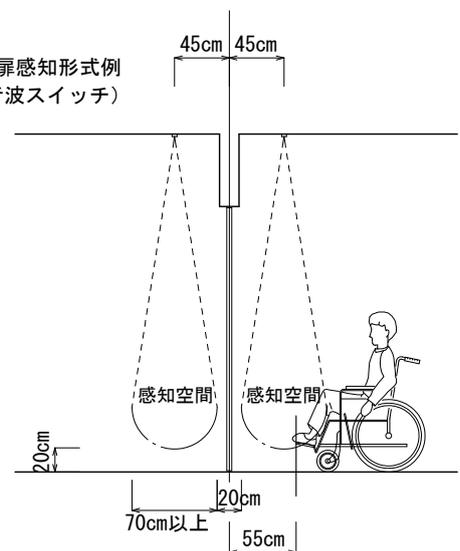


衝突防止の表示がない

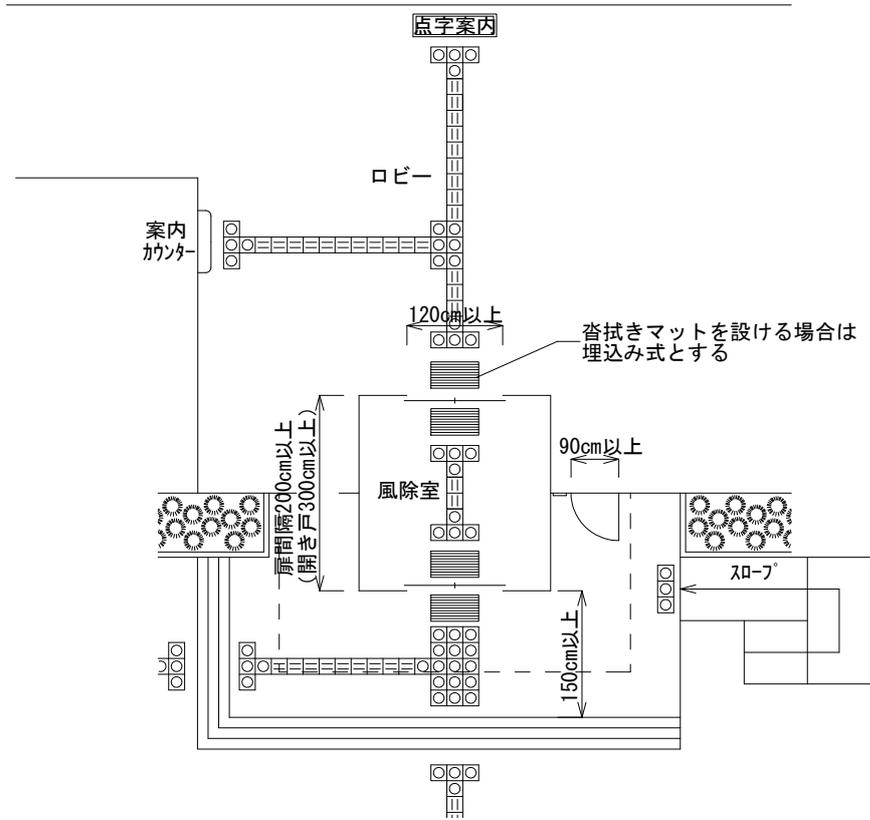


開き戸は車いす使用者にとっては扱いにくい

自動扉感知形式例
(超音波スイッチ)



風除室廻り整備例



床埋込式沓拭きマット
で歩きやすい



沓拭きマットで誘導ブロック
が識別しにくい



マットで誘導ブロック
が隠れている



沓拭きマットは車いすの
通行の妨げとなる

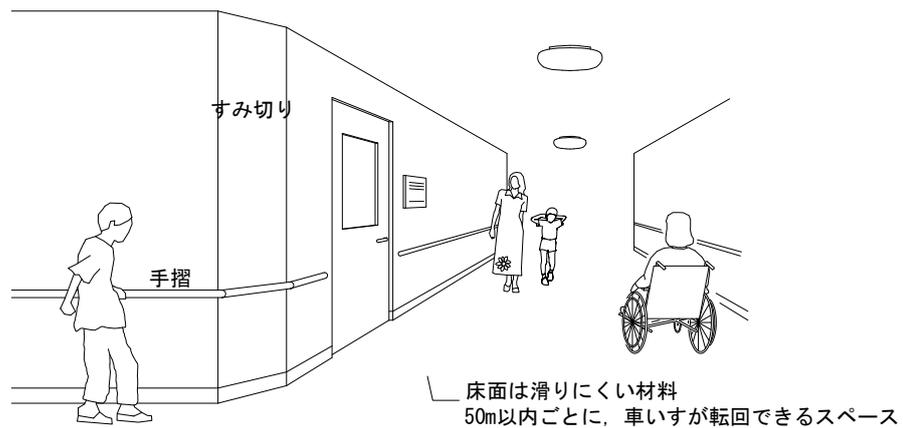
(5) 廊下

○基本的考え方

廊下は十分な広さとともに、通行の妨げとなる段差や突起物をできる限り避けて、通行の安全に配慮する。

- ① 有効幅員 ・ 120cm以上
- ② 転回場所 ・ 廊下等の末端付近及び50m以内ごとに、車いすが転回することができる部分を設置
- ③ 段差 ・ 段を設ける場合は、階段(P12)の基準を満たす構造とし、上端に近接する部分には注意喚起用床材を敷設
・ 高低差がある場合は、傾斜路(P7)の基準を満たす傾斜路又は段差解消機を設置し、上端に近接する部分には注意喚起用床材を敷設
- ④ 床面仕上 ・ 表面は粗面とし滑りにくい材料で仕上げ、出入口に接する部分は水平
- ⑤ 案内，誘導 ・ 外部出入口から受付等までの経路には、視覚障害者を誘導するための誘導用床材又は音声誘導装置その他これに代る装置を設置
ただし、視覚障害者の誘導上支障が生じないように案内者が常駐する等の措置がなされている場合にはこの限りでない

整備例



段差があり高齢者・身障者等には歩きにくい



突出物がなく明るい



外開きは廊下通行人にとって危ない



柱型が突出している



すみ切りがあり見通しがい

(6) 出入口

○基本的考え方

出入口は、障害学生や高齢学生等が出入りしやすいよう、車いすが通れる扉幅の確保や車いすで扉の開閉が容易にできるような扉前のスペースを確保するとともに、安全性や利便性に配慮する。

- ① 有効幅員 ・ 出入口のうち、1以上は80cm以上
- ② 段差 ・ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けない
- ③ 扉の形式 ・ 自動開閉式その他車いす使用者が円滑に通過できる構造
- ④ ドアハンドル ・ 小さな力で開閉でき、開き戸ではレバーハンドル、引き戸では棒状のものなど握りやすく操作しやすい形状
・ 高さはその中心が床から85cm~90cm程度
- ⑤ 扉の安全性 ・ 扉の反対側の様子が分るようにガラス小窓等を設置
・ 全面が透明ガラスの扉や建具には、衝突防止のためのシール等を視線の高さに貼付

整備例

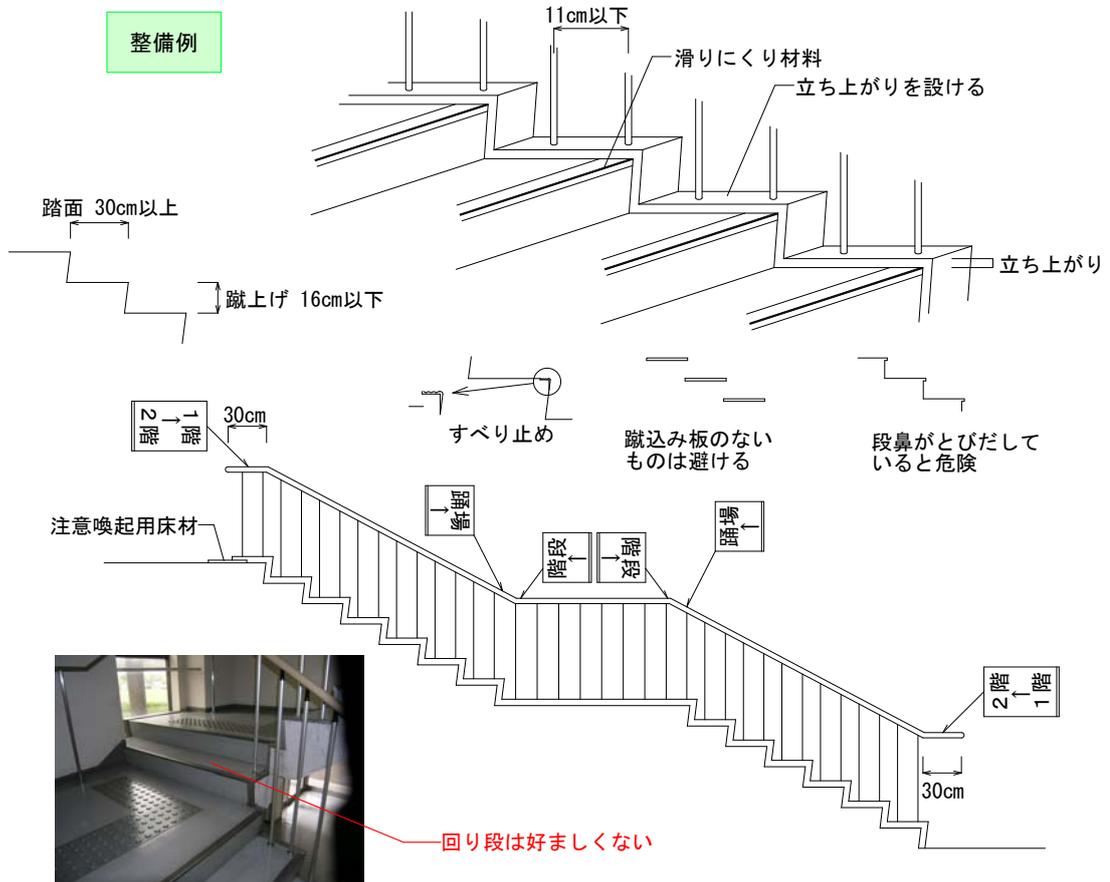


(7) 階段

○基本的考え方

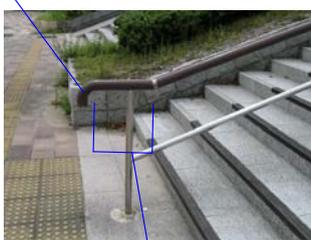
階段は、障害学生や高齢学生等にとって大きな負担となるとともに転落等の事故の危険性が高いため、安全性の確保や負担の軽減に配慮する。

- ① 形 式 ・ 建築構造上困難な場合を除き、主たる階段には回り段を設けない
- ② 蹴上げ，踏面 ・ 段は識別が容易で、かつ、つまずきにくい構造とし、踏面の先端には滑り止めを設ける
・ 段鼻位置が容易に認識出来るように、色・明度・仕上げ等の差に配慮
- ③ 手 摺 ・ 手摺を設置
- ④ 床 面 仕 上 ・ 表面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる
- ⑤ 立 上 が り ・ 両側端部に立上り角を設置
- ⑥ 案内，誘 導 ・ 階段の上端に近接する廊下や踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設



回り段は好ましくない

袖などが引っかからないよう端部が折り曲げられている



水平部分 30cm以上

同一階段で踏面の長さが異なり歩きにくい



視覚障害者用段鼻仕上材が段の一部しかなく分りにくい

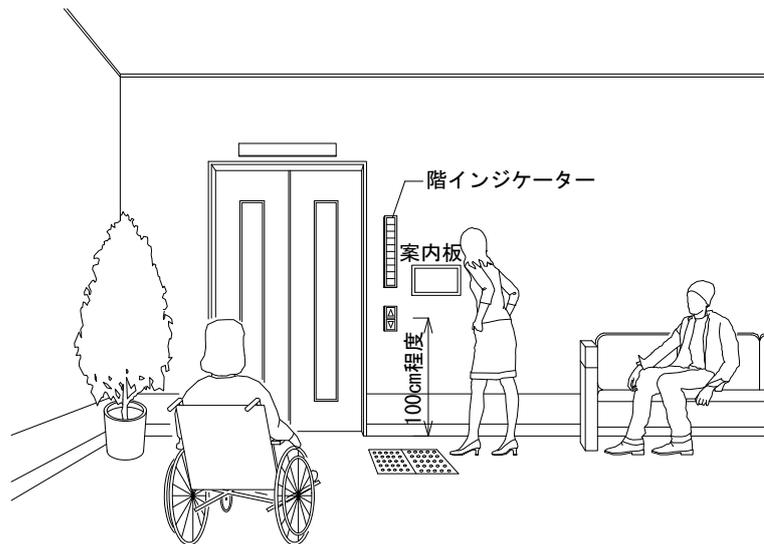
(8) エレベーター

○基本的考え方

エレベーターは、障害学生や高齢者学生等にとって最も有効な垂直移動の方法であり、安全に利用できるよう配慮する。

- ① 有効幅員 ・昇降室の出入口の有効幅員は80cm以上
- ② 大きさ ・昇降室床面積は1.83㎡以上で、奥行は135cm以上
- ③ 昇降室内部
 - ・昇降室の停止する予定の階を表示する装置及び昇降室の現在位置を表示する装置を設置
 - ・停止する予定の階並びに昇降室及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置
 - ・床面形状は車いすの転回に支障のないもの
- ④ 案内，誘導
 - ・エレベーターホールには到着する昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置を設置 ただし，昇降室内に昇降室及び昇降路の出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声より知らせる装置が設けられている場合はこの限りでない
 - ・昇降室内及びエレベーターホールには，車いす使用者が円滑に操作することができる位置に制御装置を設置
 - ・昇降室内及びエレベーターホールに設ける制御装置は，視覚障害者が円滑に操作することができる構造
- ⑤ ロビー — ・150cm×150cm以上
- ⑥ シースルー等
 - ・動線上効果的な場合には，2方向出入口の設置や空間のわかりやすさ，防犯に配慮したシースルーエレベーターの設置を検討

ロビー廻り整備例



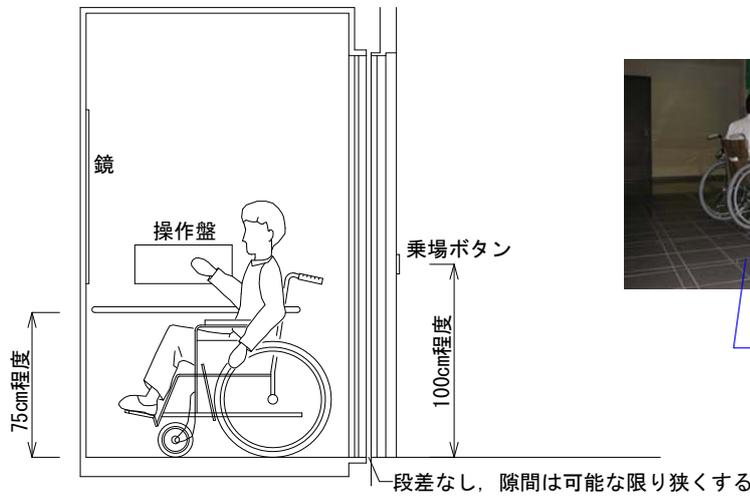
乗り場ボタンの表示が大きく
わかりやすい

点字ブロックの位置が悪い

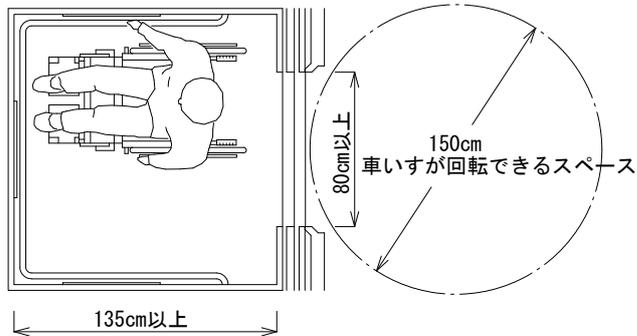


身障者用EVに誘導している

エレベーターの仕様



広々としたエレベーターホール

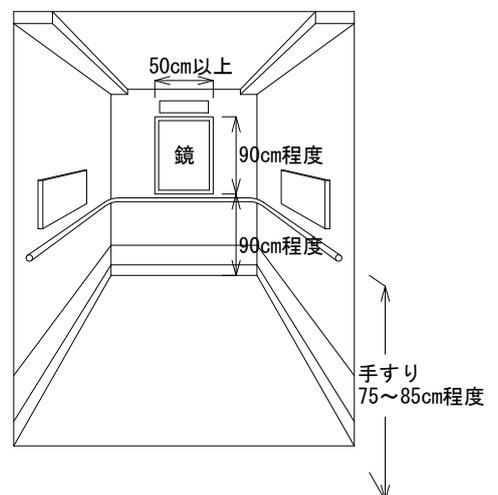
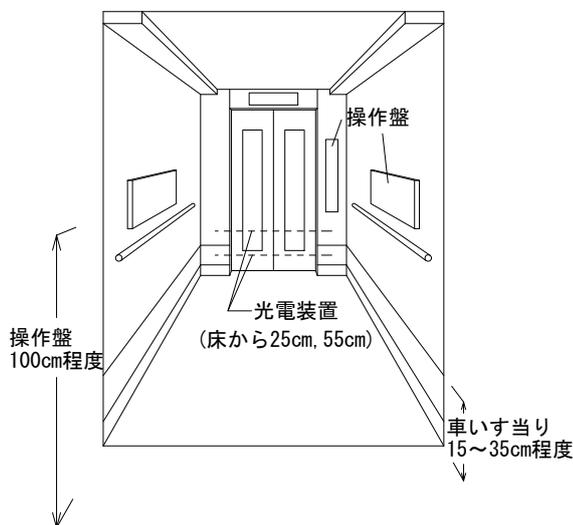


点字を併用している



身障者用E/V内部

身障者・高齢者等の利用を考慮し
低い位置にも操作盤を設置



(9) 便所（一般便所，車いす便所）

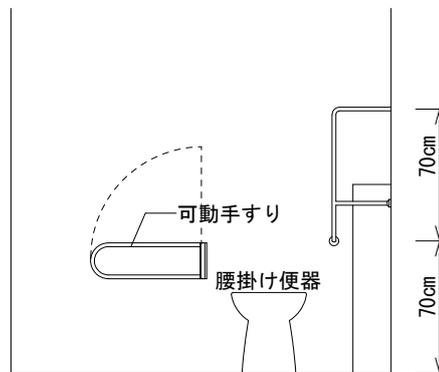
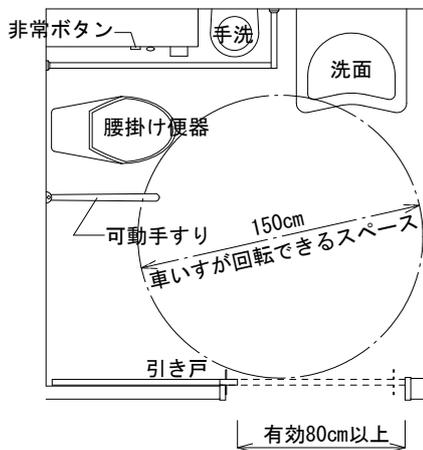
○基本的考え方

誰もが日常必ず使う生活空間であると同時に，不自由な動作を伴う場所である。また，人によって不自由な動作に違いがあるため，その人にとって使いやすい便所を選択できるように配慮する。

- ① 車いす使用者便房
 - ・十分な床面積が確保され，腰掛便座，手摺等が適切に配置
 - ・男性用及び女性用に区分する場合はそれぞれに設け，又は，男性女性ともに利用できるものを設置
- ② 出入口
 - ・一般便所及び車いす使用者便房の出入口の有効幅員は80cm以上
 - ・車いす使用者便房の出入口は段を設けない
- ③ 扉の構造
 - ・車いす使用者便房の扉は，自動開閉式その他車いす使用者が円滑に通過できる構造
- ④ 腰掛便座設置
 - ・車いす使用者便房を設けていない場合は，腰掛便座，手摺が適切に配置された便房を1以上設置 ただし，便房の数が1の場合にあってはこの限りでない
- ⑤ 小便器
 - ・1以上は手摺を設けた床置き式
- ⑥ 洗面器
 - ・1以上は高さを70cm程度とし，周囲に手摺を設ける，またはカウンター方式
 - ・水洗器具は，レバー式，光感知式等操作が容易なもの

整備例

車いす使用者用便房例（200cm×200cm \times 47°）



手摺が固定されており腰掛けにくい



身障者・高齢者等の使用を考慮し一般便所にも手摺を設置

(10) 便所（多機能便所）

○基本的考え方

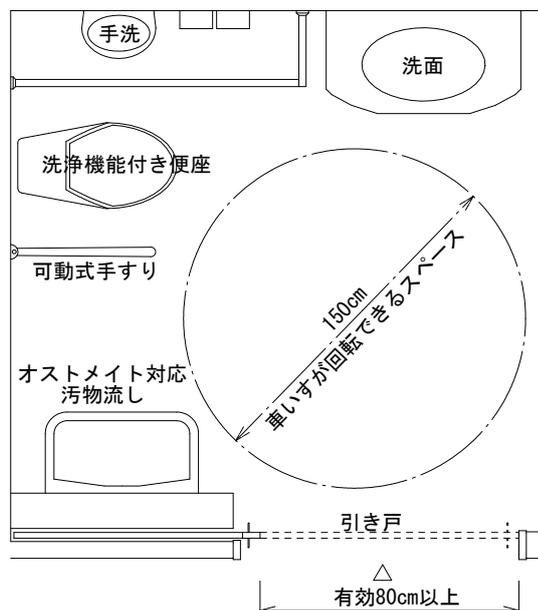
誰もが使える共用型、多機能型の便所として計画し、使い方を良く検討し必要な設備を使いやすい位置に設置する。

- ① ブースの大きさ ・車いすの転回を考慮し、直径150cm以上のスペースを確保
- ② 出入口扉 ・できる限り自動扉で自動施錠できるもの
- ③ 便器・水洗装置 ・正面からのアプローチができ、右又は左からの側面移乗ができる場所に便器（温水洗浄機能付便座）を設置
・水洗は、大型のレバー式又は自動感知式
・操作ボタンは分りやすく表示し、必要に応じて使用方法を明示
- ④ 手 摺 ・手摺は便器の両側に垂直・水平に設け、片側は可動式
- ⑤ 鏡 ・平面鏡とし、床上80cm程度から上方へ目線の高さの鏡を取付
- ⑥ 装 置 ・非常呼出しボタン
腰掛けたまま利用できる位置及び転倒時にも利用できる位置に設置
・ペーパーホルダー
ワンハンドカット式
・荷物台
車いすの利用に支障のない位置に荷物台やフックを設置
・チェンジングシート
更衣のために必要に応じて設置
・汚物入れ
オストメイトの利用を考慮した大きめのもの
・オストメイト対応設備
パウチ（袋）等の洗浄が可能な設備を設置する場合は、立った姿勢で洗浄が可能な高さに温水機能付シャワー式水洗を設置

※ オストメイト：直腸及び膀胱等のがん切除手術等のために排泄機能に障害をもつ人工肛門保有者・人工膀胱保有者

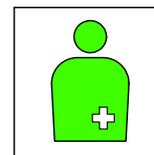
整備例

多機能便所の例（220cm×220cm^約17°）



TOTOカタログより

オストメイト図記号



この図記号は、交通エコロジー・モビリティ財団発行の「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 平成13年8月」に掲載されているもの

(11) サイン

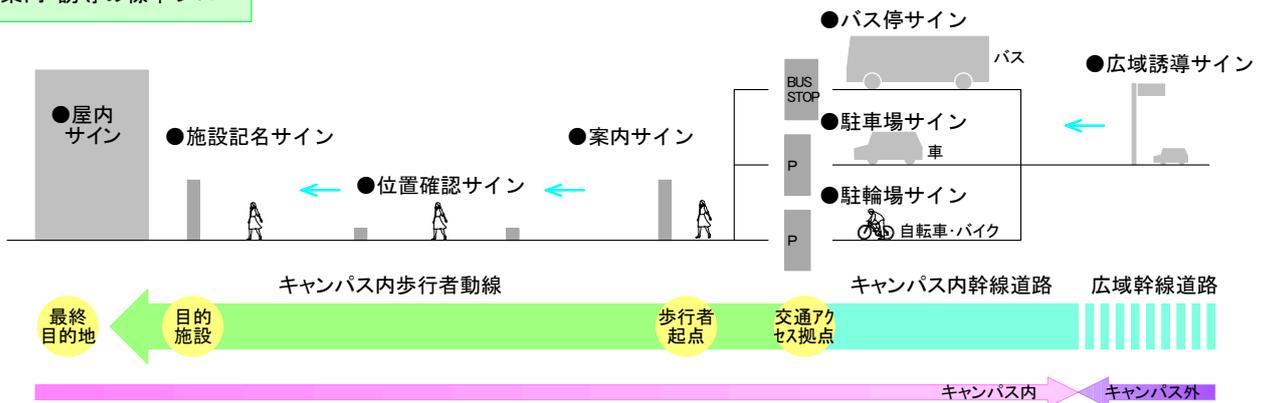
○基本的考え方

主要な出入口の付近に、施設の利用や移動に関する情報を適切に伝え、緊急時に適切な通報や誘導が行われるよう配慮する。

- | | |
|----------|---|
| ① 仕様 | <ul style="list-style-type: none"> ・文字や記号は大きく、太く、地板の色とコントラストをつけ、わかりやすく ・点字表示を併用 ・車いすで利用できる便所がある場合は、その位置を表示 |
| ② 屋外案内標識 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の要所に施設等の案内標識を整備 |
| ③ ピクトグラム | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や外国人にも直接的にわかるよう案内用図記号（JISZ8210）等を使用 |
| ④ 文字の書体 | <ul style="list-style-type: none"> ・遠くから見るサインは角ゴシック系で太めの書体を用い、近くで見るものや、抜き文字で表現する文字は、やや細めの書体を使用 ・文字間隔は、文章に比べ広くとる |
| ⑤ 色彩環境等 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格で定められた安全色や交通機関での特定の意味を持つ色彩等を考慮し、統一性ある色彩計画を実施 |

※ 東広島団地内の屋外サインについては、『広島大学サインガイドライン(東広島キャンパス編)』に基づき整備する。

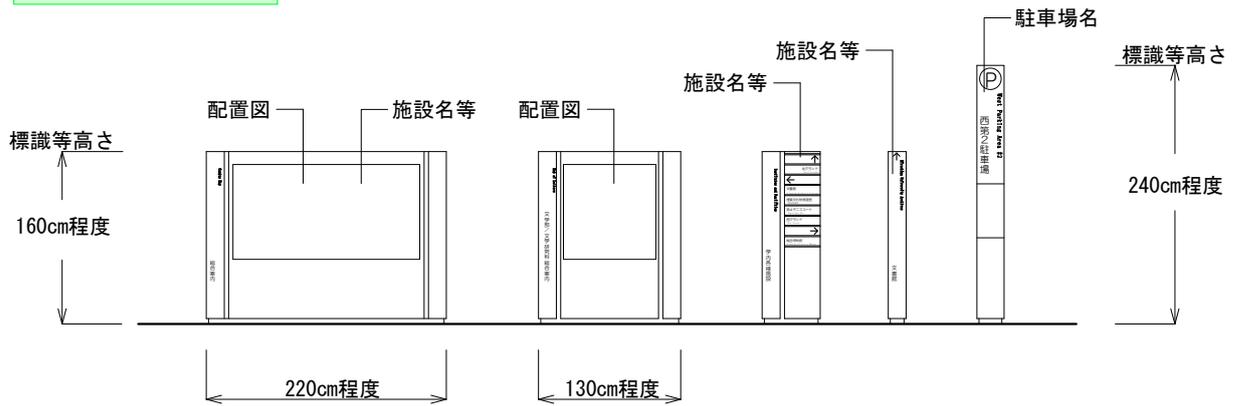
案内・誘導の標準フロー



屋外案内標識整備例



キャンパス内のサイン



総合案内サイン

学部案内サイン



誘導サイン

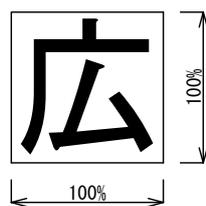
誘導サイン



施設記名サイン

パーキングサイン

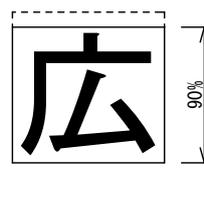
書体の変形例



[正体]



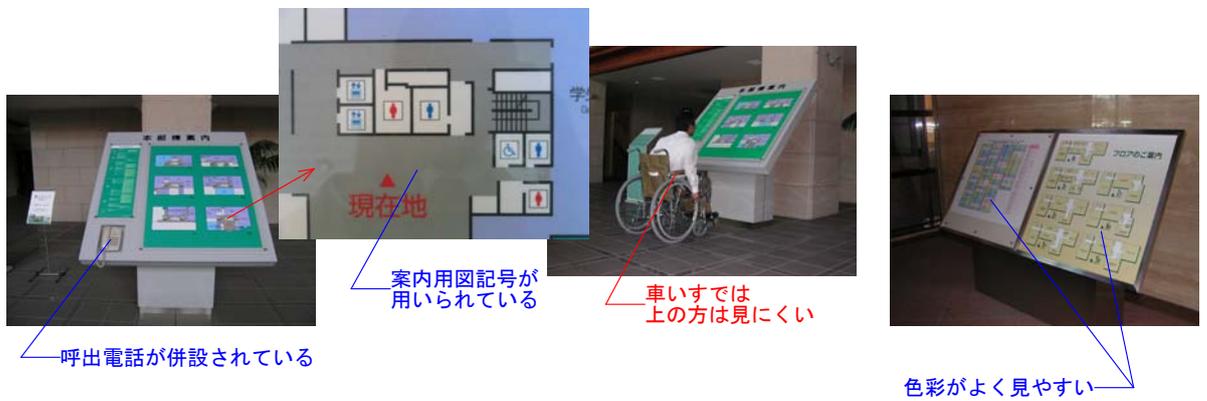
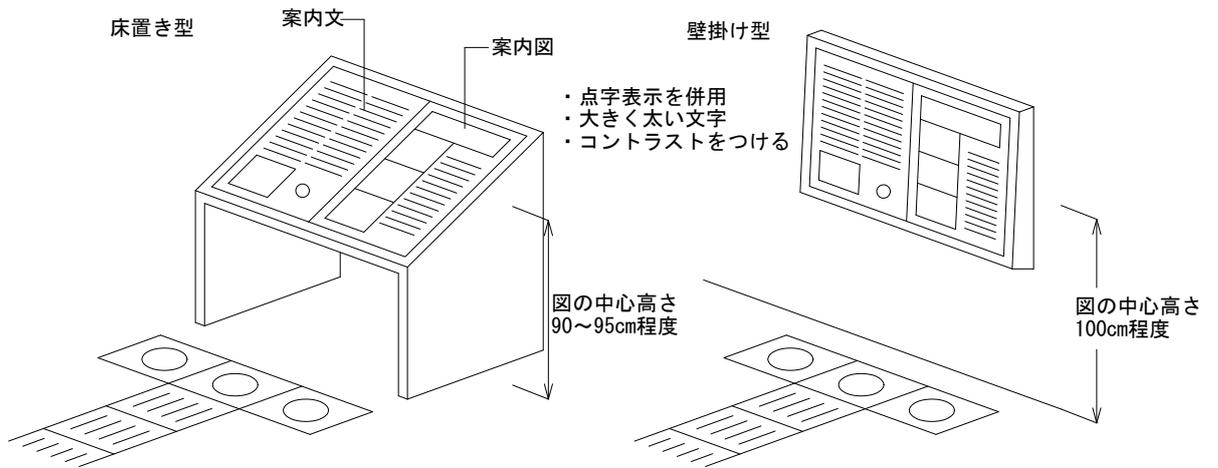
[長体1]



[平体1]

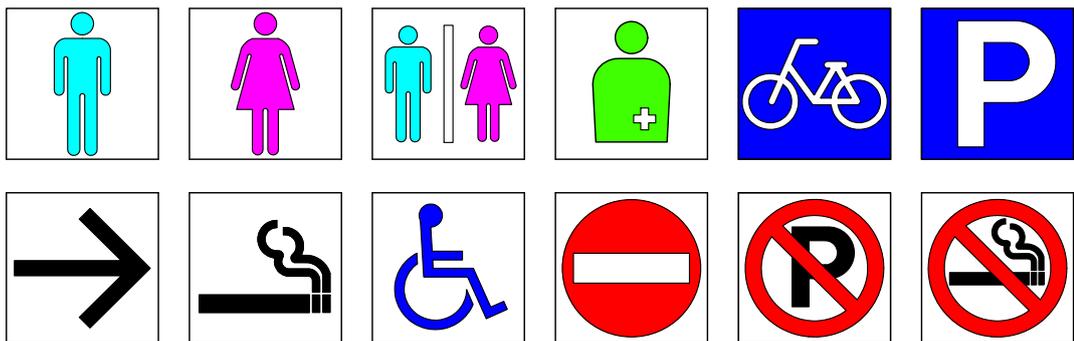
※ 遠くから見るサインの和文書体は、正体よりも平体1程度が読みやすいとされている。

屋内案内サイン



案内用図記号の一例

※ JISZ8210の一例を示す。
 オストメイト(人工肛門・人工膀胱増設者)の図記号は、交通エコロジー・モビリティ財団発行の『公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 平成13年8月』に掲載されているもの。



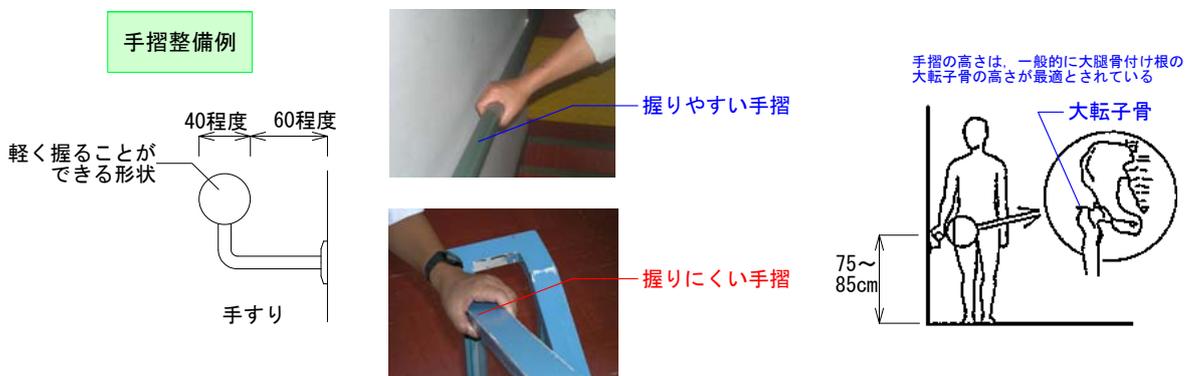
(12) 施設の細部

○基本的考え方

施設の細部にわたり利用しやすいものとなるよう配慮する。

【手摺】

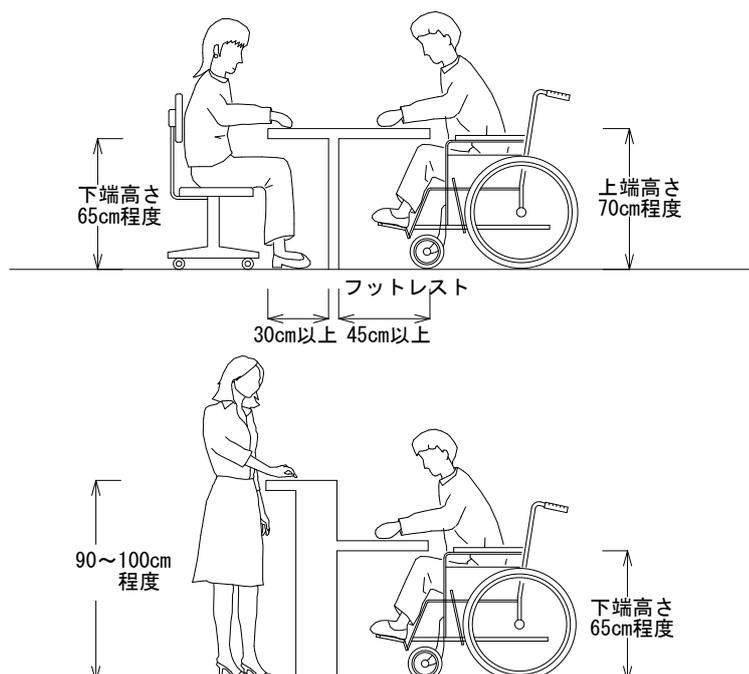
- ・ 移動経路に設置する手摺は、できる限り連続して設置
- ・ 手摺は体重がかかっても大丈夫なように堅固に取付
- ・ 壁との隙間は4cm程度とし、手摺の下部で支持
- ・ 手摺の高さは75cmから85cm程度が望ましい
- ・ 障害者、高齢者等用に、2段とすることが望ましい
- ・ 手摺の端部は下方又は、壁面方向に曲げるか、キャップを取付ける等危険防止措置を講じる
- ・ 端部及び要所には、現在位置等を点字により表示することが望ましい



【カウンター】

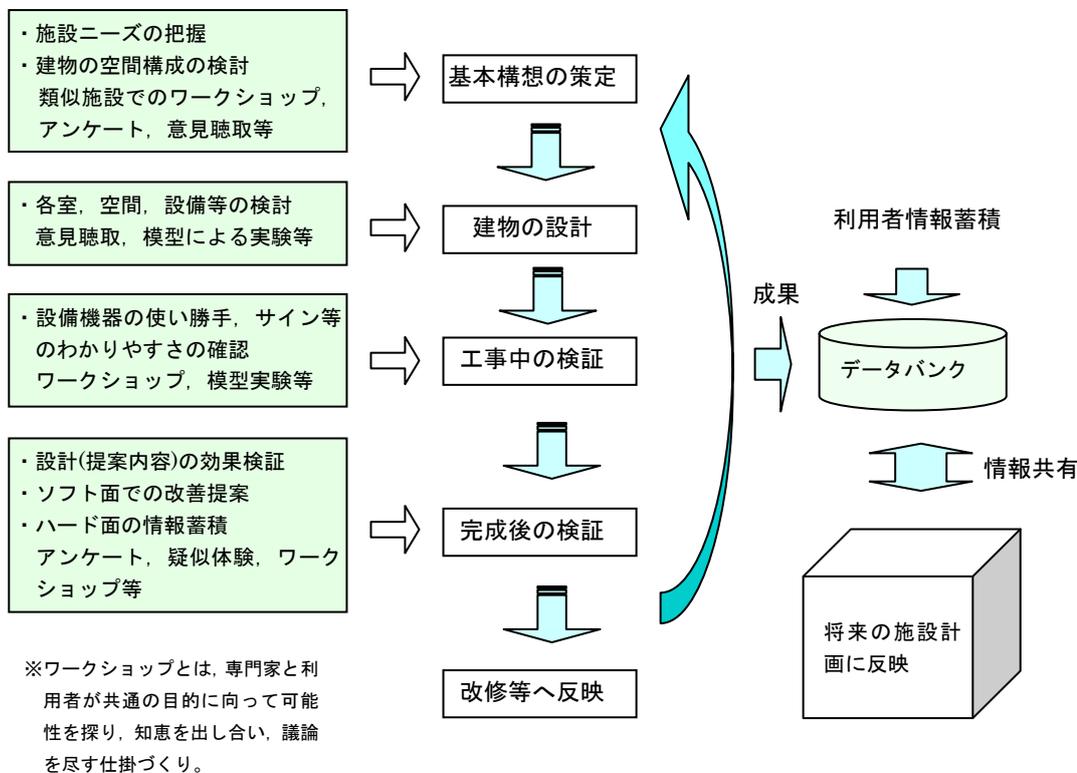
- ・ 車いす使用者のカウンター高さは70cm程度、立位での使用者のカウンター高さは100cm程度とする
- ・ 下部に車いすのフットレストが入るスペースを確保する

カウンター整備例



(13) その他

○利用者参加のプロセスを重視した施設整備の流れ（P D C A）



○改修工事の留意点

ユニバーサルデザインによる施設整備は、新築や建替え時だけでなく、既存建物の改修時にも取り組んでいくことが必要である。

改修では、建物の構造的な制約があるため、すべてを満足させることは困難であるが、利用者の声を十分に活かすことができるなどのメリットがある。構造や規模等の制約が多い場合でも、出入口等の移動経路やトイレ等を中心に工夫していくと、高齢者や車いす使用者等が今まで以上により有効的に利用できるようになる。

ニーズを把握するために、高齢者、障害者等の協力を求めたり、管理者が自ら疑似体験を行うことで問題点を探すことも重要である。

新たに設ける設備等は、配置、形状等をさりげなくデザインし、既存の建物に馴染ませる工夫が必要である。

改訂履歴

- ・ 2004.12 初回版(施設マネジメント会議承認)
- ・ 2010.03 改訂

担当：財務・総務室 施設企画グループ
施設企画担当（内 6108,6109）

